

## 土地供与大学の個別研究（そのⅠ）

久保田 信 之

### 序

ワシントン D.Cには、州立大学および土地供与大学協会 National Association of State Universities and Land-Grant Colleges がある。ここの資料に基づくならば、土地供与大学は、アメリカ合衆国内と西インド諸島およびグアム島に、合計72校存在していることになっている。その所在地と大学名は、別に資料として添付するが、これらを一括してあつかうことはできない。以下に詳細なる検討を行なうつもりであるが、これらはいずれもモリル法の主旨に合致し、農業を主とし工業をも含んだ、実践的な領域での教育と研究を行なう機関であるといった点や主として勤労大衆の子弟に対して開かれた教育機関であるといった点においては共通している、その成立過程や発展段階を見ると、非常に大きな違いがあることがわかるのである。すなわち、28の州では供与された資産をもとに州立の農業および工業系の大学を新設したが、公有地の供与が承認された時に、すでに州立の大学があったという州が15ある。これらは、公有地売却等によって得た資産で農学部や工学部を新設するとの条件のもとに公有地が供与された州である。また、その他7つの州では、私立大学に公有地が供与されたのであるが、これらの私立大学では勤労大衆の子弟に入学を可能とし、科学的・実務的教育をほどこす課程を開設するという条件をつけたのである。後にそのうち3州では、私立大学であることをやめて州政府の管理下に移管し、しかも土地供与大学になった例である。残る4州も、州が別個に土地供与大学を設立し、従来私立大学に賦与していた連邦供与資金を廃止したという経過をたどって今日にいたっている。そのため、この場合は、ある時までは私立大学が連邦供与金の受領機関であったが、州政府が別に大学を建て受領機関を変更しているのである。南部の3つの州では、白人用と黒人用の農業・工業大学を別々に設立している。これらは、第一次モリル法の基本資産からの年収益を、両者に分割し、それぞれに合った教育をほどこしているのである。その他、南部14州では、黒人用の土地供与大学が後になって設立され運営されると

いう形をとって今日にいたっている。

われわれは、以下において、モリル法の適用をうけた年を一つのよりどころとして、これらの土地供与大学を分類し、発足時から今日までの発展、充実の過程をあとづけてみたいと思う。

ただし、モリル法の適用をうけた時に視点を置いて見ても、既存の大学が母体となった例と、これを機に、新設した例とがあるため、一応は、適用をうけた年代で分類するが、さらにその内を二分し、モリル法の適用をうけたことが、既存の教育機関の変質となったり充実となったりした事例を、先ず、各年度ごとに求め、これらを、それぞれ(A)として分類し、古い順に検討することにした。しかる後に、モリル法の適用を決定した後になって教育機関を新設した事例を(B)として、やはり古い順に検討することにした。後に明らかなように、同法の適用を申請する決議を州議会でなし、公有地あるいはそれ相当の土地証書を授与されながらも、なかなか土地供与大学を整備できずに、発足まで数年の歳月を要した例もあるが、こういった場合は、大学の発足よりも、連邦政府からの授与をもって分類するという方式を採用してみた。また、モリル法の適用母体が二転三転して、当初と現在とは無縁に等しい場合でも、一応大学名は、現在存在している大学の名称を掲げて分類し、経過を記述するという方式をとった。

## 第1節 1862年

モリル法が成立したその年に、早くも3つの州で、その適用を州議会で決議し、連邦政府に申請した結果、公有地または土地証書を授与されている。

現存する土地供与大学のなかで、その創立日では、これらよりも古い大学は多数あるが、前述のごとく、ここではモリル法の適用を受けた順に従ったため、以下に述べる大学が一番早いことになる。

### 1-A-(1) アイオワ州立大学 Iowa State university

モリル法の適用を受ける4年前、すなわち1858年の3月22日、州議会は、アイオワ州の現状からいって、農科系大学を州の補助のもとに設立させ、同時に実験農場をも完備させる必要があるといった決議をしていたのである。

アイオワ州の特色については、多くを語るまでもなく、アメリカ第一の農産額を示す、まさに農業中心の州であって、数倍の面積をもつテキサスやカリフォルニアを、その生産額において引き離しているのが現状であるが、この農業も、

いわゆる冷帯大陸性暑夏型という気候分類に入り、デモインの年平均気温10℃、年降雨量807mm で夏に多いといった農業に最適な気候と、山地が全くない肥沃な台地状の14万6,000平方キロという土地によってもたらされたものであった。

この州が、1838年準州になってから開拓は急速に進み、1840年から70年まで、人口も4万人から119万人にと急増しているのである。

ミシシッピーとミズリー両川の間にあるこの州は、かかる自然風土においては非常に恵まれた条件の下にあったということもあって、早くから農業が栄え、住民の関心も、当然利潤のあがる農業経営のあり方を確立する方向に高まっていったのである。

さて、前述のごとき州議会の決定が、かかる背景のなかからもたらされたものであることは容易に理解されるところであるし、翌1859年には、現在の地であるエイムス Ames に、州立の農科大学 State Agricultural College を創設させた住民の熱意も、かかる背景を見れば理解できるのである。

農業に対する熱意等は、今日でも変わらず、ブリタニカの記述によれば、「貧富の差が少なく、中以上の生活水準の農民層を中心とし、文盲率は最も低く、黒人はきわめて少ない。農村文化が隆起し、土壌保全、輪作、交配種トーマロコシの採用が徹底しており、全国的農業雑誌が発されている。その推進力はエイムスの州立大学の研究と教育であり、それによって育った農民団体のファーム・ビューローである。……」とある。まさに、1830年代からの努力の賜といえよう。

さて、1859年創立の農科大学が、州の支援と住民の強い関心のなかで運営され健全に機能しているうちに、モリル法が連邦議会を通過し成立したわけであるが、それから僅か2ヶ月後の9月11日、州議会は、この第一次モリル法が適用されるよう、連邦政府に申請する議決をしているのである。ただちに連邦政府は24万エーカーの公有地を供与した。

これをうけた州議会は、アイオワ州立農科大学を State College に整備拡充させ、これを連邦援助基金によって運営される大学、いわゆる土地供与大学にすることを正式に決定したのである。

大学の授業が正式に開始されたのは1868年10月21日と記録されているが、同大学の記録には、1869年3月17日に「最初の建物が落成し、初代学長が就任した」という記事があるから、当初は、旧農科大学の建物と陣容で授業が行なわれていたもようである。

その後の動きとしては、1872年に学部卒 baccalaureate degree の資格を与

え、73年には大学院を発足させ、76年には農科系の修士号を授与するといったぐあいに発展し充実する一途をたどったのである。

第二次モリル法の適用は、法成立2年後の1892年とあるから早い方とはいえない。

1896年には名称をアイオワ州立農科工業大学 State College of Agriculture and Mechanic Arts と改め、地域住民の直接的な要求に貢献し奉仕する高等教育機関として名実ともになっていったのである。

1959年には、総合大学になるにともない、科学技術系であることを明記した Iowa State University of Science and Technology という名称に変わったのである。学部としては、農科・工科のほかに、教育学系と家政学系とをもった大学として現在存在しているのである。

## 2-A-(2) ヴァーモント大学 University of Vermont and State Agricultural College

この大学の歴史は、先のアイオワ州立大学より古く、1791年5月に連邦に加盟し、“州”としてスタートしたその年までさかのぼることができるのである。すなわち、1791年11月2日、州議会は、議題として、バーリントンに、州立大学を設置する件が上程され、審議の結果、可決されているのである。それ故、大学が認可されたのは1791年ということになるのである。とはいえ、大学レベルの講義を開催することは一朝一夕にはならず、1800年までは基礎づくりの準備期間に利用されたのである。1800年になってやっと、いわゆる準備・予備が完了し、preparatory instruction を開始しているのである。正式な授業の開始は翌1801年のことである。

この州は、1724年に移住が開始されて以降、主として農耕牧畜を主な産業とする生産者によって支えられてきた州であり、今日でもアメリカ有数の酪農地帯を形成している。当初から農業には深い関心もたれ、人びとはこの地にあった農業の発展を願っていたのである。土地供与大学には深い関心が集められていたのである。そもそも、われわれが検討しているこの土地供与大学の産みの親、J.S. モリルはこの州の出身者であったのである。

いずれにせよこの大学は、多くの期待をもたれて1801年に授業を開始し、1804年に学部卒を出し、1807年には早くも修士号を授与できる程度にまで充実していたのである。現存する土地供与大学の中で、ここまで内容的に充実したのはこの大学が最初であり、土地供与大学第一号の修士号授与校であったのである。

この大学が、土地供与大学へ変わるのは、アイオワ州より1ヶ月あまり後の

1862年10月9日であった。その時連邦政府からは15万エーカーの公有地が供与されているのである。

これを受けた州議会では、1864年10月22日に、University of Vermont とは別箇の教育機関として、農科大学を発足させ、モリル法の主旨に合致した農業専門の大学を発足させてはどうか審議され、Vermont Agricultural College が認可されたのである。

1865年10月9日になって、州議会は2つの大学を別々に設立し運営することは好ましくないとして、両者を統合する方針をうちだし University of Vermont and State Agricultural College という両者を並列させた名称にしたのである。法的には、この並列した名称が用いられているが、今日でも一般には単に University of Vermont とのみ称せられている。

1890年10月には第二次モリル法の適用を受けることとし、農業・工業部門のカレッジを充実させていった。この部門の発展の結果、州の住民との結びつきはますます強まり、他の州にはない決議が1955年の州議会においてなされているのである。それは、この大学を州の産業発展の中心的役割を担う機関、すなわち Instrumentality of the State として位置づけ活用していこうというものであった。

地域住民の生活に密着した教育・研究機関であろうとした土地供与大学の目的は、ここヴァーモント大学において充分達成できていると見ることができよう。今日の組織は、農業・工業のほか文理 arts and science, 教育、医学、看護等のカレッジからなっている。

### 3-B-(1) コネチカット大学 University of Connecticut

第一次モリル法成定後、3番目に適用をうけることになったこの州は、前二者と異なり、州内に公有地がなかったため、連邦政府より土地証書が授与された。そして、それを売却して基金を作り、それを基に大学を発足させているのである。

すなわち、1862年12月24日、モリル法の適用をうけることとなり、18万エーカーの公有地を土地証書で授与された。これを売却して13万5,000ドルの基金を作ったのが翌63年6月24日のことである。

しかし、当初、州議会では、モリル法の求めている高等教育機関としては、州内にある名門私立校エール大学のシェフィールド科学専門大学 Sheffield Scientific School of Yale University が最適であろうとの判断を下し、公有地売却による基金の全収益を、この学校に供与することを決定したのである。

この州は、ここに改めて述べるまでもなく、1639年に住民の総意で定めた成文憲法といわれる『基本法』 Fundamental Orders により、まさに自治的に運営されており、各町村も Town Meeting により、住民の直接民主制をもって事を処理していたのである。それ故、全国で3番目に古い大学といえるこのエール大学も、当初から公立学校的色彩が強く、地域住民の意思により運営されていた。そのため、公有地を売却して作った基金を私立学校であるエール大学に供与しても、あまり抵抗はなかったのである。

土地供与大学の歴史のなかでもあまり類例のない形で運営されていた間に、コネティカット州政府は、農業部門の近代化、自然科学化をさらに一層推進する必要のあるとの立場から、農業大学構想を検討しはじめたのである。

1881年4月6日の議会において、ストアースにあった農業学校 The Storrs Agricultural School を、州の管轄下に移すことを決め、9月28日から授業を開始させたのである。勿論これは、いわゆる中等教育段階の専門学校であり、研究よりも、伝統的な教育内容で営まれていたのである。

この農業学校は、順調に発展し、1893年、第二次モリル法の適用を受けるよう州議会が決定した際には、“モリル法”が求めている教育・研究の機関として充分認定できるとの見方から、名称をストアース農科大学 Storrs Agricultural College と改め、4月22日には、モリル法によって成立した連邦援助基金からの収益を、今後エール大学ではなく、この農科大学に移譲する旨、州議会で決定したのである。

形式的な記録によると、このコネティカット大学の認可・設立年度を、1881年としているが、実際は、以上のように、1893年以降、名実ともに大学としての機能を発揮しはじめたのである。

1899年、名称をコネティカット農科大学 Connecticut Agricultural College と改め、州立としての色彩をますます強め、内容の充実をはかった。

以上のような長い歴史が基盤づくりにあったため、学部卒の資格をこの大学が授与しえたのは、1904年のことであり、修士号の授与も1920年と、比較的遅い。

他の土地供与大学のように総合大学への道を歩みはじめたのは、1933年、コネティカット州立大学 Connecticut State College へと名称を変え、農業専門大学の色彩を淡めてからのことである。実際に、農業以外の学部を持つようになったのは、1939年以降であり、この年、University of Connecticut に名称変更しているのである。

現在の組織は、農業の他、文理と保険 (insurance) のカレッジをもっている

が、これもこの地域の特徴をよく反映した組織であるといえよう。というのは、他の州立大学にはあまり例を見ない、この保険 insurance を、学部名にかかけ、科学的・学問的に保険関係の知識・技術を教育・研究しようとした理由も、この地域独特の意味があったのである。すなわち、この州は、全米一の規模と歴史をもった保険業務の中心地で、特に、海運関係の保険業が、この州の特色になっている。ハートフォードには、現在、各種の保険会社が、50社以上集まっており、まさに保険業務の州であるからである。これらカレッジのほかに、機械工業、教育、家政、看護その他合計11のスクール（専門大学と考えてよいと思う）からなる総合大学なのである。

以上、土地供与大学としては最も初期に公有地の供与を受けた3校を検討したわけであるが、これでも明らかなように、連邦政府から公有地の払い下げを受ける前から、農業教育ないしは農業研究を、州の重要な課題として認め、州政府が先頭に立って、この教育・研究を支援し、モリル法が適用されてさらにそれを発展させた例と、コネティカットのように、公有地証書を供与され、それを売却して基金を作った後、モリル法の主旨に合致した高等教育機関を設立させた例とがあるのである。

厳密に検討するならば、この2つのカテゴリーでは充分とはいえず、Iowa State University と University of Vermont の例でもわかるように、かならずしも特定の性格が浮彫にされるわけではない。ヴァーモントの場合は、モリル法の適用以前に、修士号を授与できるまでに内容が整い、国際大学協会 Association Internationale des Universites のリスト Liste Internationale でも、最上級の大学に分類されている大学に、今日成長しているし、アイオワの場合は、農業部門の教育・研究に、早くから深い関心を示し、農科大学としての実績は多く残しながら、学部卒の資格を与えるようになるのはずっと後であるような大学である。これらを同じAとして分類したことも、内容的にはあまり意味がない、となるかもしれないが、先述のごとく、ここでは、モリル法の適用を受ける前に、すでに州内に、農業およびその他の産業分野の教育・研究を、高い程度において展開していたという歴史をもっており、それが成長・発展して今日にいたっている大学を一括して分類してみただけのことである。

この点で、Bの内に分類したコネティカットの場合は、多少問題があるかも知れない。というのも、Yale 大学内の Sheffield Scientific School という当時としては非常に優れた自然科学研究をなしていた学校に連邦供与基金を与えて

いるから、Aにも分類できるのである。しかし、われわれとしては、Sheffieldが今日の University of Connecticut の真の意味の母体ではなく、1893年に、完全に断絶しているとの歴史に重点を置いたため、Bに分類したのである。また、この例のように、モリル法の適用をうけることになった後も、その基金の受益者が、二転あるいは三転した結果、20世紀に入ってやっと学部卒の資格を学生に授与できる教育機関に成長し、今日にいたっている例もあるわけであるから、土地供与大学といっても、その内実は非常に多様であることが理解できると思うのである。

以上のように、土地供与大学といっても、かならずしも単純でなく、また明白な共通項が、その内実面にあるわけではなく、それぞれ歴史的背景は異なると言わなければならない。とは言え、以下において、一応、各大学を、以上のようなAとBとに分類して個別に検討して行きながら、土地供与大学の性格を浮彫にしてみたいと思っている。

極く初期の3校を見ても、土地供与大学が、非常に地域社会と密着しており影響を受けながら与えて来たこと、今日では各種産業ないし実生活に直結したカレッジなりスクールをもって構成されていること、などは明らかになったといえよう。

## 第2節 1863年

### 4-A-(1) ミネソタ大学 University of Minnesota

この州は、1858年に連邦加盟をなしているから、これに先だつこと7年の1851年2月13日に開催された準州議会において公費によって運営される大学を設立するよう法律に明記したのである。(Conf., Act of Territorial Legislature, 1851) そして、1860年に、ミネソタ州立大学 University of Minnesota を設立しているのである。

1863年1月27日、第一次モリル法の適用をうけ、12万エーカーの公有地を供与されて基金を作った。

これを受けた州議会は、1868年2月18日、「ミネソタ大学を再組織し農科大学をその内を含めるように」との規定を法律の内うたいあげたのである。

ところが、1869年に大学としての授業を開始したものの、学生は13人に過ぎなかったことが記録に記されている。Collegiate instruction began with a



class of 13 freshmen. とあるから、まったく小規模なものであったことがわかるのである。そしてこの内の2名に対して、四年後の73年に B,A を授与した、とあるから、あまり徹底した教育でもなかったようである。74年の6月には最初の B.S. が授与されている。80年には修士号が、そして88年には Ph.D が授与できるまでに充実したのである。

大学教育が軌道に乗りだしたのは、1891年に第二次モリル法の適用をうけてからであり、6つのカレッジと8つのスクール、そして2つのインスティテュートをもつ総合大学に成長していったのである。

なお現在の組織で注目すべきことからは、家庭経済のための農業 agriculture for home economics というカレッジがある点である。

これは、いわゆる普通の農学ではなく、まったくユニークなカレッジであって、学科目などには、食品衛生、食品管理、栄養、流通など家政学との接点を探究する農学が多く含まれている。ミネソタ大学の場合、農学は研究所と考えるべきか専門学校と訳すべきかはっきりしないが institute で運営されているのである。school という区分のなかに、医学、歯科、法科、経営管理 business administration ジャーナリズム、看護、公衆衛生、社会福祉など多種多様である。また College という区分で、教育、薬学、獣医、建築があり、総合的な文理学関係としては、Science-literature-arts という College がある点も注目に値しよう。周知のように、普通は arts-science という表現か letters-science が、この種のものとしては多いことからして、やはりミネソタ大学のこの College は特異な性格を持ち、より具体性、実践性を含んだものと考えられるのである。

#### 5-A-(2) ミシガン州立大学 Michigan State University of Agriculture and Applied science.

1850年、連邦加盟後、13年にして、州憲法に、州立農業学校 School of Agriculture を設立しようとの方針をうちだしたのだが、その後なかなか実施にいたらなかった。55年になって、改めて、州議会は、ミシガン農科大学 Michigan Agricultural College を設立した方がよいとの決議をし州立大学設立を認可しているのである。これは、すでに概観したように農業事情の大きな変化により、より高度な知識・技術の開発なしには新しい農業は成立しえないとの認識からであると推察できるのである。そして2年後の1857年5月15日、ランシングの近郊に676エーカーの敷地をもった大学が設立され、実際に、い

いわゆるカレッジ・レベルの授業が開始されたのである。

受け入れ体制が充分整ったところで、1963年2月25日、州議会は、第一次モリル法の適用を連邦政府に申請し、24万エーカーの公有地が供与されたのである。

これによって、学部卒は61年に授与していたものの、修士号を出しうるまでに組織が整うのには時間がかかり、1891年の第二次モリル法適用後の1924年になって、やっと博士号をも出せるようになったのである。

ミシガン農科大学から現在の名称に変化したのは1955年であって、応用科学 Applied Science を名乗るだけあって、文学 arts-letters、農学、教育、自然科学などのほかに、bussiness-public-service とか、Communication arts などのカレッジが含まれているのである。

### 6-A-(3) ミズリー州立大学 University of Missouri

この大学は、前者よりもさらに早くから整備されていた大学である。すなわち、1839年の州議会において州立大学を設立することを議決し、直ちに設立したのである。これは、すでに述べた1803年に合衆国が獲得した、いわゆるルイジアナ買収地域 Louisiana Purchase Territory 内では最初の州立大学であるということができよう。

1841年に開校し Collegiate instruction が始まり、順調に43年には学部卒の資格を授与しているのである。

以上のような準備段階を経過して、1863年3月10日、州議会は、第一次モリル法の適用を申請し、23万エーカーの公有地が供与されたのである。

この州の場合は、今日でも供与された公有地のうち、18,235エーカーは売却せずに保有しており、残りを売却して27万7066.76ドルの基金を作ったと記録されている。

いずれにせよ、かかる連邦援助をえて教育研究内容は充実を見、64年には、ミシガン州立大学と協力し提携して、土地供与大学系としては、第3番目に科学修士 master of science の資格を授与しうるまでになったのである。

その後、1870年には、地下資源に関する研究・教育の要請が強まったことに応えて、州内のローラに、鉱工業学校 School of Mines at Rolla を新設する方針を州議会がうちだしたのである。そして、この学校の維持・運営のために、連邦供与基金の一部を充当させることが決ったのである。同年2月24日の議会において、モリル法を適用するために、この学校をミズリー大学の一部に加え、供与金の4分の3は従来通りの大学に供与するが、同時に、これを機会に農科

工業系大学に改組すること、そして残りの4分の1を、この新しい鉱工業学校に授与すること、などが決ったのである。

今日では、1891年の第二次モリル法の適用をうけた結果、農業、工業のほか、文理、教育のカレッジのほか、医学、獣医、林業さらには、法律、ジャーナリズム、社会福祉といったスクールがコロンビアのキャンパスにあり、ローには鉱工業のスクールがあるのである。

#### 7-A-(4) ラトガース州立大学 Rutgers, The state University

この大学の歴史は非常に古く、いわゆる植民地大学の1つに入っている。すなわち、1766年11月10日クイーンズ・カレッジ Queen's College としてイギリス本国から認可されたというのが、この大学の始めである。

1771年から実質的な教育が開始されたため、一般にはこの年を創立日としているが、準備はさらに古くから行なわれていたわけである。認可され開校した当初は、すでに検討した植民地大学同様、古典文化中心のイギリス型大学であったことはいうまでもないが、1774年に行なわれた卒業式には、「ラテン語、オランダ語、ドイツ語でなされた卒業生の講演は、絶賛を博した。」との記録が残っている程、ヨーロッパ文化をもととした、いわゆる高い教養を身につける教育が行なわれていたことが推察できる。この Queen's College という名称を1825年、基金創設の中心人物である H. Rutgers の名誉をたたえる意味で今日の名称に変えたという歴史が残っている。以上のような初期の歴史を経過した後、1863年3月21日州議会は、第一次モリル法の適用をうけることにし、21万エーカーを土地証書で受領したのである。そして、この連邦供与金の受益母体として、この私立の大学を指定したのである。

このことが契機となって、同年、ペンシルヴァニア州立大学の協力をえて、修士号を出している。これは先のミズリー大学の例よりも1ヶ年早いもので、土地供与大学系では、第二位の古さということができよう。

かくしてオランダ人改革派が創設したこの教育機関は、しだいに州政府の管理・運営のなかに組みこまれていったが、これは同大学としては発展の歴史だったのである。

1864年4月4日の州議会では、ラトガース大学の内に、the scientific school を連邦供与資金を基に新設する方針がうちだされ、College から University への道をたどり始めたのである。

1884年に博士号を授与できるまでになり、'91年には第二次モリル法の適用

を受け、様々な College を設立していったのである。農業、工業のほか文理、薬学、看護などのカレッジを設立し、1924年に Rutgers University という名称を使うようになった。今日ではこれらカレッジのほかにも、インスティテューションとして微生物があり、スクールとしては、教育、ジャーナリズム、図書館、社会福祉、商業、法律の6つである。

1945年には、ニュージャージー州立大学 State University of New Jersey に変更し Rutgers College の評議員がこの一員となるという制度に切り換えたことがあったが、1956年には再度 Rutgers の名前が前面に出て今日使われているような並記した名称にもどったのである。

8-A-(5) ペンシルヴァニア州立大学 The Pennsylvania State University  
1854年3月13日の州議会において、青少年教育の充実に関し議論がなされ、自然科学の諸分野を学習・研究させ、さらには実践的な農業教育を進展させるために、州政府が中心となって、新しい教育機関を設立しなければならないこと、すなわち、農民高等学校 Farmer's High school を創設すべきであるとの議決がなされたのである。早速、設立委員会が組織され場所や規模、内容等の検討がなされて素案作りが進められ、翌年2月22日の議会はこれを了承し Farmer's High School を州が支援する形で認可したのである。しかし、財政的な条件が整わず設立の時期が遅れる一方であった。州政府は、57年、特別予算として5万ドルを捻出し、Old Main に建物を建設したのである。

この学校が正式に授業を開始したのはそれから2年後の1859年2月16日で、当時の記録によると、新入学生119名、そのうちに、年齢、学力からいって、2年次 Sophomore standing に該当する者も数名いたとある。そのためもあって、'61年には学部卒を授けている。また、全国に先がけて、「科学的農学士」とでも訳す bachelor of scientific agriculture という資格を出しているのである。これは、当時の履修要項をみると、

「課程を修了し、試験に合格したるものがさらに創造的な論文 Original dissertation を書いた場合に授与される。ただし、その論文の主題は、some scientific or literary subject に限り、当該学部の審査に合格したものでなければならない。」とあるのである。

1862年5月には名称をペンシルヴァニア農科大学 Agricultural College of Pennsylvania に変え、翌年、この種の大学としては二番目になるが、修士号を授与している。この称号も、「科学的且つ実践的農学修士」master of scien-

tific and practical agriculture というものであり、同じく履修要項には、

「この称号は、学部の3ヶ年間、農業あるいは生産技術 industrial arts に関心を抱き続けた実績のある者、あるいは卒業後なんらかの知的研究 any intellectual pursuit に従事していた者を対象とする。ただし、1ヶ年以上大学院にとどまり、科学的調査研究を重ねた者に対し、当該学部が審査し適格と認定したものに過ぎる」と書かれているのである。

以上のように名実ともに充実したこの大学が、同年4月1日、第一次モリル法の適用を受ける教育機関として州議会が認定し、78万エーカーの公有地を証書で授与したのである。

その後は組織を拡大し続け、農業以外にも機械工学関係のカレッジを持ち、地域住民の生活水準向上に貢献し、71年には家政、教育等のカレッジを設立するとともに、女子学生の入学を許可しているのである。

1943年には、2ヶ年課程の Undergraduate center を州内に4ヶ所設立し、ますます総合大学としての規模をもっていったのである。名称として University を使うようになったのは、1953年以降であるが、以上見てきたように、実質的には19世紀の末に総合大学となっていたのである。今日では、農業、工業、家政、教育のほかにも、建築、鉱業、物理、化学、体育、経営管理 Business administration 等のカレッジを持っているのである。

#### 9-A-(6) ウィスコンシン大学 University of Wisconsin

この大学の場合も、第一次モリル法の適用を受ける以前から準備がなされており、相当に充実した高等教育機関としての歴史をもっていた例の1つである。

すなわち、連邦加盟が、1848年5月29日であるから、それに先立つこと12年の1836年に、準州議会において、同地域内に、公費によってまかなわれる大学を設立する方針が確立していたのである。この意を受けた連邦政府 U.S.-Congress は、2 town ship の公有地を、大学設立資金にするよう、この州に供与しているのである。しかしながら、設立地や規模、内容等具体的問題の調整がつかず、当初の意気ごみに反して、約10年の歳月が流れてしまったのである。

論争に終止符がうたれ、設立のために動き始めたのは、連邦加盟の年であった。

第1回の州議会において、首都であるマディソンに、The University of Wisconsin を設立することが、改めて決定され、翌年には、Preparatory instruction が始まったのである。

1850年8月4日から正式に大学レベルの授業が開始され、54年には学部卒を

世に送り出しているのである。

かくするうちに、1863年4月2日、州議会は第一次モリル法の適用を申請し、24万エーカーの公有地の供与を新に受けたのである。この大学の場合、文理学部から最初に組織され、68年に法学部、71年に工学部、そして88年に農学部が組織される等、多少、他の土地供与大学と様子が異なる点も注目に価しよう。1956年には、ミルウォーキーにあった Wisconsin State College を吸収合併して、今日の総合大学になったのである。今日では以上のカレッジの他に、法律、医学、教育、商業、薬学などのスクールからなりたっている。

#### 10-A-(7) マサチューセッツ大学 University of Massachusetts

1848年に州議会は、地域内の要請に応じて、農科大学 Massachusetts Institute of Agriculture を設立するよう決議したが、実際に設立するまでにはいかなかった。56年には、中等教育機関としての農業学校 Massachusetts School of Agriculture を設立するよう議決がなされたが、これもまた実現するまでにはいたらなかった。再度、このような決議がなされた背景には、別に見たように、農民団体からの強い要望があったからにはほかならない。かかる住民の要望が実現を見たのは、連邦政府から公有地の供与がなされて以降のことである。そのため、この州の場合を、Aとして分類し検討することには問題があるかも知れないが、州議会においては、早くから農業関係の教育機関を設立すべきだとの気運にはなっていたという意味を評価して、一応Aの内に入れて検討するわけである。

すなわち、1863年4月18日になって36万エーカーの公有地を証書で受領したことは、この州の農業教育を大きく前進させるきっかけとなったのである。

州議会では、後に述べるマサチューセッツ工科大学の助成も必要であったため、公有地売却による収益を3等分し、そのうちの2をこの農業大学設立にまわし、やっと、'64年5月11日、現在の地 Amherst に念願の農科大学を設立することになったのである。67年から授業が開始され、71年には学部卒を世に送り出しているのである。

1891年に第二次モリル法の適用をうけることにしたが、これも、M.I.T. と分割し今回は、その3分の1を利用することになったのである。

今日、総合大学としてのマサチューセッツ大学は、この農業のカレッジの他に、文理のカレッジをもち、その他、教育、家政、工業、経営管理、看護のスクールのほか、体育の Division がある。

11-A-(8) マサチューセッツ工科大学 Massachusetts Institute of Technology

この大学は、1861年4月10日に設立されたが、その設立主旨のなかに、「……農業や手工業 manufactures, 商業などに関連する諸科学の進歩発展を助成し、実際の応用を促進すること……」という表現がある。

このことから理解できるように、土地供与大学の理念と最初から合致していたわけである。ただし、州議会としては設立に際して、private corporationとして運営されるよう認可していたのである。

ところがこの学校法人に対して、前述のごとく、1863年になって、連邦供与基金の一部を与えることになったのである。かかる半官立の性格は今日でも続いており、実績の向上にともない、第二次モリル法以降は、完全な州立である前述のマサチューセッツ大学よりも多い割合で、供与金を受領しているのである。

ところで、この大学の開始は、南北戦争の影響もあって遅れ、1865年2月20日となっているから、組織としては十分に整った後のことであつたことがわかる。

現在の地に、ボストンから移転したのは、1916年のことである。

工科大学とはいえ、工業の他に、建築、人文学 Humanity、生産管理 industrial management そして科学 science といった幅広いスクールをもった全米でも有数の教育機関なのである。

以上、モリル法が適用されて連邦政府から公有地が供与され、それを売却して、いわゆる土地供与基金を作るわけであるが、それ以前に、州議会や準州議会で、モリル法の理念を先取りしたような、実生活を指導するような大学を設置しようの方針をうちだし、実際に、高等教育またはそれに準ずる教育がなされていた事例を8件見てきたわけである。ミシガン、ペンシルヴェニア、そしてマサチューセッツ2校、合計4件は、明らかに農業教育を早くから充実させるために、さまざまな検討が重ねられていた例として考えられるし、残る4件のうち、クイーンズ大学として発足したラトガースは、植民地時代に発足したため、前述のごとく、いわゆる教養大学であり、人文科学に重点をおいた古典教育をなし続けていたものを変質させた例である。またウィスコンシンやミズリーの場合は、1830年代であることから、あるいは肥沃な農耕地帯に位置していたことから、まさに営利主義的な農業の進展のなかに、小規模な独立自営農業ではなりたちえない、いうなれば、農業形態の抜本の変革が強く要求されていたわけであつたからこそ、農業大学という高い水準の教育、研究機関が必

要とされたわけである。

生活における諸種の要求や産業界の要望も、まだこの時には、機械工業よりは、なにしろ農業生産の増大、営利主義的農業の確立に関心が向けられていたことは注目し、むしろ。また、これらに共通していえることは、モリル法の適用をうけて以降、急速に質的な向上がどの大学にも見られ、修士号、博士号を出すものが多くなったし、カレッジ数、スクールの種類等にも増大が見られるようになったのである。なかには、ニュージャージー州とペンシルヴァニア州のように、双方が提携することによって内容面の充実をはかり、修士号を授与できるようにしたり、工夫と努力がなされたとはいえ、やはり財政的に豊かになりそれが教育・研究面の充実をもたらしたという点でもこの連邦供与基金は重要な役割をはたしたことが推察できるのである。

さらにいうならば、初期の産業時代、すなわち、農業一辺倒の時代から機械工業が発展しはじめた時代の動きを反映して、農業学校、農科大学を出発の母体としながらも、モリル法の適用を受けてしだいにその内容に、工業、鉱業などを含んでいったことは、共通していえることであろう。しかも、その発展の過程のなかで、他の自然科学や文化的諸科学を排除することなく専門化を深め、職業教育を高度化していった点もすべてに共通していえることである。今日の組織をいずれも参考までに付記したが、これからも、非常に实际的・実践的な教育内容をもったカレッジ、スクールで構成されていることが理解できると思うのである。やはり、モリル法にいうところの「生活における諸種の目的や職業に関する自由にして実践的な教育を、勤労大衆一般に授けることを目的」とした大学であることがこれだけからもいえるのである。(未完)

(くぼた のぶゆき 本学教授)